

コーポレート・ガバナンス報告書

2023年10月19日

株式会社ケーイーティ
代表取締役社長 川田 裕
問合せ先： 取締役総合企画室長
佐藤 和
(0248)41-2252
U R L http://ket-japan.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーとバランスのとれた適切な関係を構築し、社会的責任を果たすとともに企業の永続かつ発展を目指します。法令遵守は当然のこと、経営の健全性、透明性、効率性の向上に努めるべくコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んで参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 KAWATA	3,000,000	100

支配株主名	株式会社 KAWATA
-------	-------------

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社 KAWATA は、代表取締役川田裕の資産会社であり、川田裕が議決権のすべてを保有しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
濱松正郎	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱松正郎	—	—	濱松正郎氏は、同業界で40年以上にわたって勤務、会社経営の実績があります。特に産業廃棄物処理法に関する高い知見と経験を持ち、経営及びコーポレート・ガバナンスの強化に期待できるため、適任であると判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて会合を開催しております。各々の監査計画、監査結果に関して適宜情報交換を行うとともに、相互に連携、意見交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉橋亮輔	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉橋亮輔	—	—	吉橋亮輔氏は会計事務所勤務、コンサルタント会社の取締役及び医療法人の監事としての経験があります。経験を活かし、独立性を持った経営の監視が期待できるため、適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び監査役の報酬については、報酬限度額を定時株主総会で決議しております。各取締役報酬については、取締役会で職務内容及び当社の経営状況等を勘案し、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対しては、隨時、必要な情報の共有に努めております。また、取締役会開催の当日は経営会議議事録他、事業運営に関する重要な書類の閲覧に加え、取締役総合企画室長が詳細を説明することで情報の共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、業務執行状況の確認及び事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。定例取締役会が毎月1回開催される他、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営意思決定の迅速化を図っております。

・監査役

当社の監査役は1名です。監査役は監査役規程に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに適宜必要な意見を述べております。取締役会開催当日は代表取締役社長と面談を行い、監査結果に基づく問題点の報告、情報の共有をしております。また、内部監査担当者及び監査法人と定期的に会合し、三様監査体制の強化に努めております。

・会計監査

当社は、監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規程に基づき監査を受けております。なお、2023年3月期において監査を執行した公認会計士は江口二郎氏、福水佳恵氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内です。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には利害関係はありません。

・リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、潜在するリスクの発生防止、管理体制の整備、発生したリスクに対する対策等、リスク管理体制の構築を目的としております。取締役3名(うち社外取締役1名)、監査役1名(うち社外取締役1名)、内部監査担当者1名で構成され、定例委員会は半期に一回、臨時委員会は必要に応じて開催しております。

・内部監査

内部監査は、内部監査担当者 1 名が内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、業務監査、ガバナンス監査、ISO 監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は、監査役、監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について共有を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査担当者を配置しております。また、取締役 3 名のうち 1 名は社外取締役を選任し、外部からの視点による経営監督機能を強化しております。少人数ながらも経営の効率化、相互監視機能が図れる体制であると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、多くの株主様にご出席いただけるように他社の株主総会の集中日を避けた開催日となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では不要であると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	今後、検討すべき事項であると考えております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後、検討すべき事項であると考えております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点、海外居住の投資家を想定しておりませんので、不要であると考えております。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、決算説明会資料等についても掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	総合企画室を担当部署とし、取締役総合企画室長を責任者として IR 活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現時点、ステークホルダーの立場の尊重について想定している社内規定はございませんが、当社が外部に公表しております ISO14001 の環境方針において「ステークホルダー資本主義に基づき、関わりあうすべての地域、個人、団体の利益に配慮する。」ことを掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	毎年、純利益の約 10%を目安に当社が所在する福島県西白河郡矢吹町の子ども子育て支援基金に寄附をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現時点、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針について策定していませんが、当社ホームページを通じて、積極的な情報開示を行い、企業の健全性、透明性に努める考えです。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営者に対して株主及び利害関係者の外部コントロールであるコーポレート・ガバナンスと、社員及び役職員に対して経営者の内部コントロールである内部統制は、互いに調和され有効性が発揮

されるべきと考えております。予防、発見、是正機能を十分に備えた組織、制度、手続きを整備し、有効かつ効率的に機能する内部統制システムの構築が、当社の重要な課題であると認識しております。

現時点、当社は会社法上の大会社に該当しないため、法令上、内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、当社の企業規模に相応しい内部統制機能を確保しているものと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした法的対応を行うこととする基本方針を「反社会的勢力排除規程」に定め、周知徹底しております。

社内体制としては、取締役総合企画室長を不当要求防止責任者とし、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター等の外部機関と協力し、解決を図る体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

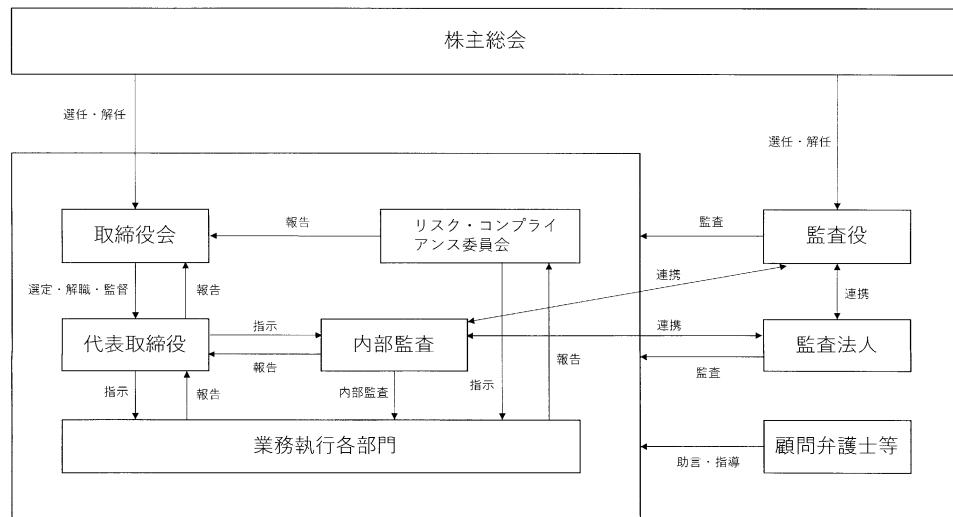
該当項目に関する補足説明

—

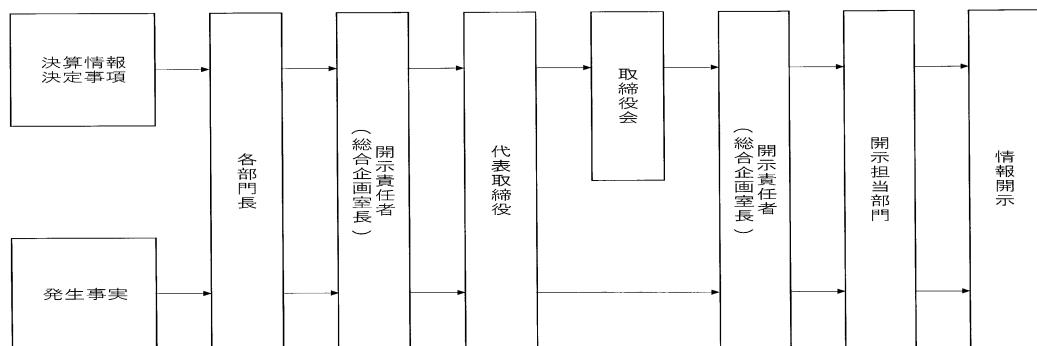
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上